

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市高圧ガス保安法施行細則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

- (1) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- (2) 高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）
- (3) 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）
- (4) 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）
- (5) 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）
- (6) 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）
- (7) コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）
- (8) 國際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）

3 改正の趣旨

- (1) 法令に基づく申請に対して、適合したときの様式を定めます。
- (2) 法人の名称、事務所所在地及び事業所所在地（住居表示および地番等）に変更があったときの様式を定めます。
- (3) 休止していた高圧ガス製造施設を再開したときの様式を定めます。
- (4) 高圧ガス製造施設の休止期間について定めます。
- (5) 高圧ガスの販売方法等を変更したときの様式を定めます。
- (6) 法令に基づき高圧ガスを収去するときの様式を改正します。
- (7) 法令に基づく申請または許可に対して取り下げをするときの様式を改正します。
- (8) 法令に基づく許可または登録をしたことの証明をするときの様式を定めます。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

- (1) 法第 54 条第 1 項の規定により容器保安規則第 9 条に基づく容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る申請に対して、規格に適合していると認めたときの様式を定めるもの。
- (2) 法人の名称、事務所所在地及び事業所所在地（住居表示および地番等）に変更があったときの届出の様式を定めるもの。
- (3) 一般高圧ガス保安規則第 79 条第 3 項、液化石油ガス保安規則第 77 条第 3 項又はコンビナート等保安規則第 34 条第 3 項の規定により休止届け出していた高圧ガス製造施設を再開したときの届出の様式を定めるもの。
- (4) 一般高圧ガス保安規則第 79 条第 3 項、液化石油ガス保安規則第 77 条第 3 項又はコンビナート等保安規則第 34 条第 3 項の規定による高圧ガス製造施設の休止について休

止期間の限度を定めるもの。

- (5) 高圧ガス販売事業者が販売方法等を変更したときの届出の様式を定めるもの。
- (6) 法第 62 条第 1 項に基づき高圧ガスを収去するときの高圧ガス収去証の用紙の大きさを改正するもの。
- (7) 法令に基づく申請または許可の取り下げについて、許可証交付前の申請しか取り下げることができない様式となっているため、許可証交付後の取り下げができるよう様式を改正するもの。
- (8) 許可証及び登録証を紛失等した場合に、法令に基づく許可または登録をしたことの証明をするときの様式を定めるもの。
- (9) その他用語の整理、条項の繰上げ又は繰下げを行うもの。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 8 年 4 月 1 日